

性暴力事件の裁判員裁判1年目のまとめ

要 約

性暴力事件が裁判員制度の対象となったことには、いくつかの肯定的な側面もみられる。しかし一方で、被害者のプライバシー保護や自己決定権の保障において大きな課題がある。また、裁判官裁判においても見られていた性犯罪事件審理にかかわる問題があらためて浮き彫りになった。

裁判員の選任について

検察は、被害者と生活圏の重なる候補者を不選任請求しているが、この方法によるプライバシー保護には限界があり、同じ地域の候補者を一括除外するなど制度の見直しが必要と思われる。

裁判員候補者への質問表で、過去の被害経験について尋ねることは、被害経験のある候補者に精神的負担を生じることがある。被害経験のみを「公正な裁判に影響をおよぼす可能性のある」有害なバイアスを生じる可能性として問題視することは、禁錮以上の刑に処せられていない加害者は排除されないことから考えても、問題である。

弁護側が裁判を有利に運ぶための戦略として女性および被害体験者を忌避している結果、性犯罪事件では男性裁判員の比率が高くなっている。こうした不選任請求の用い方は疑問である。

公判について

審理中のプライバシー保護について一定の評価はできるが、人的ミスも見られた。検察が必要以上に事件の詳細を述べていると感じられたケースもあるが、改善されている地検もあるようである。一方、弁護人側においては、被害者の職業や言動を「落ち度」としてあげつらうなど、配慮にかける弁論がみられた。二次被害となるような弁護活動は慎むべきである。

被害者本人の意見陳述は裁判員に大きなインパクトをあたえたようだが、一方で、自分で意見陳述をした方が量刑が重くなるというプレッシャーを、被害者が感じているのではないかと懸念される。

判決について

市民の目から「裁判官の常識」が見直された結果、裁判官裁判より重い量刑となる傾向が見られるが、いわゆる「強姦神話」にあてはまらないようなケースでも同じような結果になるか疑問である。また、保護観察付執行猶予がつくことが多くなっているが、性暴力の構造的背景や、更正プログラムが裁判員に十分に理解されているのか疑問である。

提言

性暴力被害者にとって、現在の裁判制度は決して被害を訴えやすいものではない。特に裁判員裁判では、種々の面で被害者の負担やプレッシャーは大きくなっている。望まない被害者に裁判員裁判を強制すべきではないし、被害者が裁判員裁判を望まない場合、本来より軽い罪で訴えざるを得ないような制度は問題である。

性暴力被害者のプライバシー保護は、運用面では改善されたが限界があり、制度面の見直しが必要である。また、被害者が直接証言をすることへのプレッシャーについて考慮すべきである。

被害者が安心して訴えられる裁判を実現するためには、被害者の意見を反映した裁判員制度の見直しとともに、職業裁判官が審理するものも含む裁判制度そのもの見直しが必要である。

性暴力事件の裁判員裁判 1年目のまとめ

2010年5月21日

性暴力禁止法をつくろうネットワーク

はじめに

性暴力禁止法をつくろうネットワークでは、裁判員制度対象事件のうち約2割を占める性暴力事案の扱いについて、制度構築の過程では、ほとんど検討が行われず、性暴力被害者の権利保障が十分ではないことに懸念をもち、制度・運用の改善を求めてきた。他の犯罪と異なり、性暴力は被害者の側が「落ち度」を問われ、訴えにくくさせられている現状である。その背景には、男性中心的なジェンダー規範や権力構造、性的偏見がある。ネットワークでは、法律や裁判制度そのものの見直しが必要であると考えている。

裁判員制度の導入から1年となる。性暴力禁止法をつくろうネットワークでは、この1年間に行われた性暴力事件の裁判員裁判について、可能なかぎりの情報を収集し、検討を行った。その報告と提言を行う。

私たちが把握した性暴力裁判は、2009年5月21日から2010年4月28日までに言い渡された58判決であった（別表一覧）。

罪名	件数
強姦致傷罪	24
強制わいせつ致傷罪	25
強盗強姦罪	8
強盗強制わいせつ罪	1
準強姦致傷罪	1
集団強姦致傷罪	2
殺人・強制わいせつ罪	1
計	62

★1つの裁判で複数の事件を審理している場合もあるので合計は58件以上になる。また、同時に強制わいせつ未遂、強姦、強姦未遂、わいせつ略取・監禁、住居侵入、強要などを合わせて起訴しているものもあった。

- (1) 58件という件数は裁判員制度導入以前と比べると明らかに少ない。最高裁判所が全国の地方裁判所で受理した事件の概数をまとめた「罪名別に見た裁判員制度対象事件数」では、2009年で強姦致死傷189件、強制わいせつ致死傷136件、強盗強姦125件、集団強姦致死傷18件となっている。ただ、2010年5月12日の日本経済新聞によると裁判員制度全般に起訴から判決までに時間がかかっている傾向もあり、性犯罪に限定されたものとは必ずしもいえない。
- (2) 判決内容がわかっている53件は、実刑40件、執行猶予13件である。このうち青森(9/4判決)、福岡(10/23判決)、岐阜(12/10判決)は控訴された。
- (3) 加害者が起訴事実を認めている自白事件がほとんどであった。函館(2/19判決)の事件が一部

否認の他、否認事件が名古屋（2/26 判決）、福岡（3/17 判決）の2件で、それ以外は自白事件とみられる。否認事件2件はいずれも有罪判決が出ている。

- (4) 加害者は、被害者の知らない相手が圧倒的に多い。加害者が顔見知りと思われるのは6件（福岡 10/23 判決、千葉 12/11 判決、神戸 12/18 判決、水戸 3/4 判決、福岡 3/17 判決、静岡 4/22 判決）である。これは、警察に届けられる性犯罪では加害者が見知らぬ相手が多いこととも一致するが、実際に相談機関に寄せられる相談では、顔見知りからの被害が多い。顔見知りは、暴力をふるわずとも、権力関係を利用して性関係を強要する場合等もあり、強姦致傷や強盗強姦などが対象になる裁判員裁判では見知らぬ相手からの被害が多くなる傾向があると思われる。

1. 裁判員の選任について

(1) 被害者のプライバシーについて

検察庁は、被害者を知っている可能性のある候補者について不選任請求を行う方針をとっている。しかし2009年10月の福岡地裁審理では、理由なく不選任請求ができる人数の制限を超えたために、被害者を知っている可能性のある候補者が裁判員に選ばれていた（2010年1月10日読売新聞）。

被害者の知合い等を完全に排除するのに、被害者と生活圏の重なる候補者を不選任請求する方法では、不選任できる人数などの面で限界がある。また、特定の場所（被害者の生活圏）を明らかにして、候補者に関わりがあるか問う方法では人口規模の小さい都市では、被害者が特定されてしまう危険もある。

選任手続きを見直し、まず被害者の生活圏に関わりある可能性のある候補者を、地域が理由であることが分からないようにしたまま一律に除外したうえで、さらに不選任請求を用いるようにすべきである。

(2) 裁判員候補者への質問

ほとんどの裁判所で、候補者への質問表において、「あなたまたは家族など身近な人が今回の事件と同じような犯罪の被害に遭ったことがありますか。そのことで公正な判断ができないと思いますか」と尋ねたり、あるいはこれに類する質問を行っているようである。その一方で、加害体験については、禁錮以上の刑に処せられた者等が欠格事由・就業禁止事由とされる以外に、被害体験と類似の質問はされていないようである。

被害経験を問う質問は、過去に性暴力を経験した被害者に精神的負担を感じさせることがある。また、被害体験のみを問うことによって、性暴力被害者は、性暴力事件の審理を公平に行うことができないのではないかとみなされ、裁判員候補者から除外される可能性が高くなるが、一方で、禁錮以上の刑には処せられていなければ、ちかんやセクシュアルハラスメントを含む性暴力の加害者が性暴力事件の裁判員になっても、何の問題もないと考えられている。

そもそも性暴力は、男性中心的な社会構造やジェンダーバイアスを背景として発生するものであるが、そうした男性中心的なバイアスや加害経験を問題とせず、被害経験者のみを「公正な裁判に影響をおよぼす可能性のある」有害なバイアスをもつ傾向があるとみなすことは問題である。

(3) 弁護側による被害体験者および女性の忌避

被告人の弁護人らは、性暴力被害の経験者や女性を、被害者にシンパシーを抱く傾向があるとみなし、忌避している。2009年11月奈良地裁における審理では、裁判員は全員男性であった（時事通信社時事ドットコム 2009/11/25-21:47）。2009年12月14日共同通信報道によれば、性犯罪事件の審理では、他の事件審理に比べ、男性裁判員が64%と女性裁判員より10%も高いことが明らかになった。

検察が被害者のプライバシー保護のために不選任請求を用いているのに対し、弁護側は、裁判を有利に運ぶための戦略として不選任請求を用いているようである。その結果、性犯罪では裁判員のジェンダー構成に大きな偏りが出ているが、そのことが判決にどれだけ影響を与えているかは明らかでない。しかし12月11日千葉地裁判決、3月3日大阪地裁判決では、裁判員の中からも、ジェンダーバランスがとれている方がのぞましい旨の発言も出ている。

性犯罪が男性中心のジェンダーバイアスを背景に起きていることを考えると、女性や被害経験を大量に忌避するような不選任請求の用い方には、やはり問題があるのではないか。また、加害者が複数で被害者が1人の場合、被告人弁護人側と検察側で不選任請求できる人数に大きな差が生じることも疑問である。

2. 公判について

(1) プライバシー保護

被害者の名前は読み上げない、被害者が特定できるような証拠は傍聴人に見える大型モニターには映さない等、一定のプライバシー保護がなされているようである。しかし、裁判中に証人が被害者の実名を呼ぶ、裁判員の手元モニターのみに映されるはずの画像が誤って中央の証人席のモニターに映し出される、休憩中ビデオリンクで被害者の声が法廷に流れる等の人的ミスがあった（福岡3/17判決）。また宣誓書にあらかじめ証人である被害者の母親のフルネームが記載されており証人が読み上げてしまったという事があった（同福岡3/17判決）。

裁判員制度導入から1年が経過し、マスコミの関心も薄れている。関係者の緊張感がゆるみ、人的ミスが増加することが危惧される。性犯罪事件傍聴マニアも多いので、ミスのないよう関係者の努力を求める。

被害者の自己決定権を尊重し、事前に被害者の懸念や希望をよく確認したうえで、必要なプライバシー保護措置をとるべきである。

(2) 被害者

加害者が認めているケースがほとんどであったため、被害者が証言した事例はほとんどなかったが、被害者本人が意見陳述をしたのは10件あり、その方法は、別室でビデオリンク方式が5件、遮蔽措置をとって法廷で読み上げたものが5件であった。そのほか検察官、裁判官等が被害者の意見陳述書を読み上げたのが5件、被害者の弁護士が意見陳述したのが2件、家族が意見陳述をしたのが4件あった。

被害者本人の意見陳述は裁判員に大きなインパクトをあたえたようである。一方で、自分で意見陳述をした方が量刑が重くなるというプレッシャーを、被害者が感じているのではないかと懸

念される。

(3) 検察について

検察側が、被害事実について調書等を読み上げる際、必要以上に詳細すぎると感じられるケースがあった。しかしその後、読み上げは最小限にし、裁判員が手元の資料を読むようするなど、改善されている地検もあるようである。

「分かりやすい裁判」をめざす中で、必要以上に事件の詳細を述べるなどしないよう、事前に被害者の意思を確認してプライバシー保護が徹底されることが望まれる。

(4) 弁護人側の問題

被害者の職業や行動（水商売に従事している、服装、夜間の行動）を落ち度と述べるケースがあった。また、加害者の犯行理由として飲酒やストレスをあげ、謝罪をもって刑を軽くすることを求めることも多い。また、弁護人が被告人質問で、被告人の実名を何回も呼んだため、被害者等が気分を悪くしたので、裁判長が配慮し、匿名で呼ぶよう促したにもかかわらず、弁護人が被告人の実名を呼び続けたケース（福岡 3/17 判決）があった。

性暴力はいかなる事情の下でも許されない犯罪であり、被害者の職業や言動は「落ち度」でもなんでもない。被告人の利益のためとはいえ、被害者に落ち度があるとあげつらったり、被害者への配慮を欠く弁護活動は二次被害となりうる。こうした弁護活動は慎むべきである。

3. 判決について

- (1) 裁判官裁判と比較して重い量刑となる傾向がある（最高裁の集計によれば、強かん致傷の場合、裁判官裁判では 3～5 年が最多に対し、裁判員裁判では 5～7 年が最多）。

「被害者の苦しみを考えれば、従来の量刑基準は軽すぎた」との裁判員のコメントがいくつかの裁判でみられた。市民の目から「裁判官の常識」が見直された結果である。

しかし、裁判員裁判で扱われたケースは、加害者と被害者が面識がないケースが圧倒的に多い。いわゆる「レイプ神話」にあてはまらない、加害者が被害者と知り合いで、「合意の上だった」と主張するなどのケースでも、同じような結果になるだろうか。

- (2) 執行猶予がついているのは被害者が一人の強制わいせつ致傷や強姦致傷で、姦淫行為は未遂だった場合がほとんどである。しかし、2010 年 3 月以降に姦淫行為が未遂でも実刑判決が出ており、量刑の判断において姦淫行為の既遂・未遂以外の状況も加味されていると思われる。

- (3) 保護観察付執行猶予がつくことが多くなっている（最高裁集計によれば、裁判官裁判 36.6%に比して裁判員裁判では 59.2%）。被告人に有利な情状・執行猶予をつける判断要素として、加害者の反省と謝罪、被害者との示談成立、更生を支援する家族の存在、前科がないこと、加害者の年齢が若いこと、すでに社会的制裁を受けていると考えられること等があげられている。これらは従来の裁判官裁判でも同じだが、被告人の弁護人による裁判員へのアピールに利用されていた。

性暴力とは、弱者に対する支配欲や、女性に対する差別意識に基づくものであり、再犯させないためには、そうした性暴力の本質や、被害者に人生を変えるほどの重大なダメージを与えたことを理解し、真実反省させることが必要である。仕事に就くことや酒癖の悪さを治すことは本質的な再犯防止ではない。口先だけの反省や謝罪をもって被告人に有利な情状・減刑要素とすべきではない。

保護観察中は、性犯罪者処遇プログラムの受講が2007年から義務化されているが、性犯罪者の更生教育には相応の時間がかかり、更生教育中に再犯を犯す危険性がある。実際、今回分析した裁判例の中にも、性犯罪で保護観察中の少年が再度強姦を行った事案があった。保護観察が必ずしも犯罪抑止効果につながらない場合もあること、更生教育の効果が出るには相応の時間がかかること等を裁判員に伝えるべきである。

被害者が加害者から金銭を受けとったことを、加害者に有利な事情とすべきではない。なぜなら、被害者は、経済的・精神的損害を負っており、損害賠償は、加害者には義務、被害者には権利だからである。金銭授受が実刑と執行猶予を分けるのでは、被害者が当然の権利行使である損害賠償金の受領をためらわざるをえず、また一方で、金のある加害者がより軽い刑罰を金で買うという事態を招く。被害者が弁償を受け取るのは当然の権利であるということを徹底する必要がある。加害者への恐怖心や、長く続く裁判の辛さなどから示談に応じたが、心情的には必ずしも加害者を許していない被害者もいる。

4. まとめ

(1) 裁判員裁判の肯定的側面

① 性暴力に対する関心の高まり

市民が性犯罪の裁判に参加することで、性暴力の実態や被害者の打撃の大きさが、ある程度知られるようになったことの意義は大きい。

② 量刑への市民感覚の導入

裁判員から従来性の犯罪の量刑が軽すぎたという意見が多く出てきている。これまで職業裁判官が判例に則った判決を出してきたことに対して、市民感覚を裁判に導入する裁判員裁判の対象になった意義は大きいのではないかと。

(2) 懸念される事項

① 望まない被害者に裁判員裁判を強制すべきではない

強姦致傷・強制わいせつ致傷等は全て裁判員裁判になり、被害者は裁判員裁判か職業裁判官による裁判かについて選択権がない。大分県では、被害者が裁判員裁判を希望しなかったため、本来は強姦致傷罪に該当するが、警察は被害者の意思を尊重して裁判員裁判にならないよう強姦罪で逮捕したのにも関わらず、検察は強姦致傷で起訴した事件があった。

一方で強姦致傷・強制わいせつ致傷罪等で起訴されるべき事案であるのに、被害者が裁判員裁判になることを望まないため、より軽い強姦・強制わいせつ罪で起訴されているケースがあるのではないかと。また、被害者自身が、裁判員裁判を避けるために、被害を届け出を止めたり、怪我をしているのに単純強姦で被害届を出すことがあるのではないかと、といったことが懸念される。

望まない被害者に裁判員裁判を強制すべきではないし、被害者が裁判員裁判を望まない場合には、本来よりも軽い罪で訴えざるを得ないような制度は問題である。

② プライバシー保護が十分ではない

運用面で一定のプライバシー保護措置は取られてきたが、制度として確立されてはおらず、また、理由なき不選任請求できる人数の限界や人的ミス等の問題もある。被害者が安心して裁判に臨めるよう、被害者と生活圏が重なる候補者の一括排除等、プライバシーの保護制度の完全な確立が求められる。

③ 被害者の負担が大きい

そもそも裁判制度自体が被害者にとって負担が大きいのに、特に裁判員裁判では、一般人である裁判員に事件を知られることや、口頭で事件の詳細が述べられることで、被害者の精神的負担はより大きい。

また、刑を重くするためには自身が法廷に出て意見陳述をした方がよいのではないかというプレッシャーが被害者にかかることが懸念される。

以上、裁判員裁判における固有の問題とともに、従来から性暴力裁判にあった問題点が改めて確認された。こうした問題に対応するためには、裁判員裁判制度見直しだけでは不十分である。性暴力に関わる法律制度や社会の意識など、全体的な見直しが必要である。そのために以下の提言を行う。

5. 提言

以上、分析を行った結果、裁判員裁判固有の問題が明らかになっただけでなく、従来の裁判官裁判と共通する性暴力裁判自体の問題点がより鮮明になったといえる。これまで刑事裁判で被害者の権利が考慮されることはほとんどなかったが、性暴力事件の被害者にとって、裁判は被害回復の重要な過程であり、審理においては、被害者本人の意思と権利が最大限に尊重されるべきであることを強調したい。訴えるかどうか、本人が意見陳述を行うかどうかなどについては、被害者の意思を尊重することが重要であり、どのような選択をしたとしても、被害者への対応に差がつけられることがあってはならない。

(1) 裁判員裁判について

① 選択制等の検討

裁判員裁判制度の導入の検討にあたって、性暴力被害者らの意向はほとんど反映されず、罪種の検討もほとんどされないまま、「一定の重大犯罪」というくくりで、強姦致傷、強制わいせつ致傷等は裁判員裁判対象事件とされてしまったことに、そもそもの問題がある。裁判員裁判を望まない被害者に裁判員裁判を強制するべきではない。対象事件を含む裁判員裁判そのものの見直し、選択制の導入等、被害者の意見を反映した見直しが必要である。

② 裁判員選任手続きにおける問題点

候補者に対し、類似の被害経験のみを問う質問を行うことは、過去に被害を受けたことのある候補者にとって心理的負担を生じる。また被害体験者のみを、公正な裁判に影響を及ぼす可能性のある有害なバイアスをもつ傾向があるとみなし、加害体験等を問わないことは不適當である。被害体験のみを問う質問を候補者に行うことはやめるべきである。

また、検察による不選任請求は、プライバシー保護の手段としては限界がある。被害者特定事項を秘匿するのが相当な事案では、候補者に被害者特定事項を開示しないこと、被害者と生

活圏の重なる候補者は自動的に除外すること等を明文化すべきである。

③ 公判におけるプライバシー保護

被害者が望み、かつ、審理でどうしても必要な場合以外は、被害者特定事項は裁判員に対しても秘匿とすべきではないか。

さらに、どの証拠をどこまで裁判員に見せるかについても、被害者の意思が反映されていなければならない。

④ 裁判員に対する性暴力に関する研修を行う

性暴力は、弱者に対する支配欲や、女性に対する差別意識に基づくものであるという事実を確認し、二次被害をおこさないよう、研修をすべきである。

(2) 性暴力裁判について

被害者が安心して訴えられる環境を整備するためには、裁判員制度の見直しだけでは不十分である。裁判制度そのものについて、性暴力被害者の権利保障の観点から、以下のような制度の導入を含む見直しが必要であろう。同時に、性暴力に関わる法律の見直しや社会教育の強化も不可欠である。

- ① ジェンダーバイアスに基づいて被害者の言動を「落ち度」としてとりあげることのないよう、被害者に対し、事件と関係のない性体験を聞くこと等を禁ずるレイプシールド法を導入すべきである。また裁判において、被告人の弁護人が二次被害を与えるような弁護活動を行うことを防ぐための刑事弁護ガイドラインが必要である。
- ② 被害者が安心・安全に裁判に臨めるよう、被害届、事情聴取の段階から裁判まで一貫して、性犯罪被害者支援に精通した弁護士やアドボケート等、被害者が望む支援を受けられる公的給付制度が確立されるべきである。また、早い段階から、被害者に、裁判制度の基本的な知識の他、被害者保護制度や被害者参加制度などについて、より分かりやすい説明をすべきである。
- ③ 警察・検察の段階で、被害者の訴えがとりあげられない場合が多い。被害者が訴え出た事件は積極的に立件するよう、届の受理や立件の指針を見直すとともに、性暴力被害の暗数把握が可能となるよう、不受理件数や立件断念件数とその理由が記録できるようなシステムを導入すべきである。
- ④ 裁判官および検察官に対する性暴力研修を充実させる。

以上